

旭川中核企業成長支援事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

旭川中核企業成長支援事業に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川中核企業成長支援事業に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本業務は、本市経済の持続的成長を実現するため、地域経済を牽引する中核企業の創出を目指すため、売上高概ね10億円以上又はそれに近い規模の市内企業を対象に、個別ヒアリングを通じて経営課題及び成長可能性を構造的に整理し、次年度に実施予定の公募型伴走支援事業へ円滑に接続するための基盤を構築することを目的とする。

本業務は企業を選定するものではなく、次年度の伴走支援事業に向けて、企業の成長可能性を踏まえた成長戦略仮説の整理及び制度設計の高度化を行う「プレ伴走支援」と位置付ける。

第2 事業内容等

1 業務名

旭川中核企業成長支援事業

2 業務内容

上記目的を達成するため、本事業では主として以下の内容を実施する。

(1) 実施計画の策定

契約締結後速やかに、以下を含む実施計画を提出すること。

- ・ヒアリング設計
- ・成長診断フレーム
- ・ヒアリング様式案
- ・スケジュール
- ・実施体制

(2) 対象企業の抽出

- ・対象企業数
10社程度
- ・対象要件
 - ① 売上高概ね10億円以上又はそれに近い規模
 - ② 中長期的な成長志向を有する企業

対象企業は本市と協議のうえ決定する。必要に応じて金融機関、産業支援機関等の情報も参考にしながら候補企業の整理を行う。

(3) 個別ヒアリングの実施

各社につき原則2回以上のヒアリングを実施する。ヒアリングにおいては、次の事項を整理する。

- ・財務及び収益構造
- ・付加価値創出構造
- ・市場ポジション及び競争環境
- ・組織体制及び人材課題

- ・成長阻害要因
- ・経営者の成長意思

必要に応じ、資料分析を行うこと。

(4) 成長戦略仮説の構築

各企業について、以下を整理する。

- ・課題構造の可視化
- ・成長ドライバーの特定
- ・概ね3年を想定した成長戦略仮説
- ・想定される支援領域

仮説は客観的視点に基づき整理すること。

3 成果物

(1) 個別整理レポート（10社程度）

以下を含むこと。

- ・企業概要
- ・課題構造整理
- ・成長仮説
- ・想定支援領域

(2) 全体分析レポート

- ・旭川市における地域経済牽引中核企業の設計
- ・企業課題の傾向分析
- ・成長ポテンシャルの整理
- ・公募制度設計への示唆
- ・評価基準案
- ・広報戦略案

4 成果目標

- ・ヒアリング実施企業数 10社程度
- ・次年度公募への応募意向企業 5社以上
- ・公募制度設計案の具体化

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 予算総額

8,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第3 事業担当部局

旭川市経済部産業振興課

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター2階

電話：0166-65-7047（直通）

メールアドレス：sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

URL：<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d083845.html>

第4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明の手続き	令和8年4月10日（金）から令和8年4月30日（木）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和8年5月7日（木）予定
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和8年5月18日（月）まで
ヒアリング	令和8年5月25日（月）ごろ予定 （企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和8年5月27日（水）予定
契約締結	令和8年5月末から6月初旬 予定

第5 参加資格要件

1 応募者の条件

次の全ての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

- (1) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
ただし、登録を受けていない者であっても参加することができるものとし、その場合は第6-1(1)に定める書類を提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 市町村税又は都税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

第6 参加表明手続

1 参加表明

参加希望者は、次のとおりオンラインフォームを通じて参加表明を行い、必要な資料を提出しなければならない。なお、期限までにオンラインフォームを通じて参加表明を行わない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、参加することができない。

(1) 提出書類

第5(1)に該当しない者は次の書類(いずれも写しの提出可とする。)

法人・個人	提出書類	備考
法人・個人	当該市町村の市町村税(特別区においては都税)に滞納のないことの証明書	※発行日が提出期限内の3か月以内のもの
法人・個人	消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書	※発行日が提出期限内の3か月以内のもの ※管内の税務署が発行する「納税証明書その3」
法人・個人	決算書及び確定申告書の写し 直近の1期分	※管轄の税務署の受付印又は電子申告の受信通知があるもの ※個人の場合は確定申告書の写しのみ
法人	履歴事項全部証明書(任意団体の場合は定款とする)	※発行日が提出期限内の3か月以内のもの
個人	身分証明書(本籍地のある市町村から交付を受けること)	※発行日が提出期限内の3か月以内のもの

(2) 提出期限

令和8年4月30日(木) 午後5時(期限厳守)

(3) 提出方法

下記、オンラインフォームで提出のこと。

↓参加申出書提出フォーム

<https://logoform.jp/form/iLZf/1501740>

(4) 留意点

ア 会社概要等のパンフレット等がある場合は併せて提出すること。

イ 提出された書類等については返却しない。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第5に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年5月7日(木)までに次に掲げる事項を記載した確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者にとっては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にとっては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対して説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和8年5月14日（木）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

第3に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年5月18日（月）までに説明を求めた者に対して理由説明書を通知する。

第7 業務委託上の留意事項

1 再委託の禁止

委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により旭川市の承諾を得なければならない。

2 実績報告書等の提出

委託業務完了後には、所定の様式により実績報告書等を旭川市に提出すること。

3 委託費の減額

実施内容に不足があった場合には委託費のうち応分を減額する。

4 委託費の経理・管理

委託業務の対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。また、委託業務に要した経費は、領収書等で確認でき、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にするるとともに、事業終了後最低7年間は保存すること。

5 成果品の取扱い

この事業により得られた成果品とその権利は、原則として旭川市に帰属する。

6 法令遵守

労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、その他関係法令についても遵守すること。

7 違反等があった場合の措置

「第5 参加資格要件」及び契約条項に違反等があった場合は、委託契約を解除し委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させることがあるので十分留意すること。

8 その他

この委託業務を適切かつ効果的に実施するため、旭川市と常に密接な連携を取ること。

第8 企画提案書の作成・提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提出書類

(1) 企画提案書 ※任意様式

ア A4判20ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。

イ 文書の補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。

ウ 企画提案は、一企画提案者につき一提案限りとする。

エ 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

(2) 事業経費見積額積算内訳書 ※任意様式

2 提出方法等

(1) 提出期限

令和8年5月18日(月) 午後5時(期限厳守)

(2) 提出方法

下記、オンラインフォームで提出のこと。

↓企画提案書提出フォーム

<https://logoform.jp/form/iLZf/1501823>

3 企画提案事項

企画提案は、次の事項について提案することとする。

(1) 事業全体の実施方針及びスケジュール

(2) 企業ヒアリングの設計及び分析手法

(3) 成長戦略仮説の構築方法

(4) 次年度伴走支援事業の制度設計に関する提案

(5) 事業実施体制及び業務実績

(6) 事業経費見積額

4 企画提案書等の著作権の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は、プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第9 質疑応答等

1 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

(1) 提出期間

令和8年5月7日(木) 午後5時まで

(2) 提出方法

下記、オンラインフォームで提出のこと。

↓質疑応答提出フォーム

<https://logoform.jp/form/iLZf/1501863>

(3) 留意点

ア オンラインフォーム以外による質問は受け付けない。

イ 質疑応答に複数項目を記載すること及び複数回行うことは可とする。

ウ 質疑応答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答し、併せて旭川市経済部産業振興課ホームページ上に当該回答内容を公表する。また、回答内容は、実施要領の追加又は修正として取り扱うこととする。

URL : <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d083845.html>

第10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- 1 参加資格を満たしていない場合、又は参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合
- 2 提出書類に虚偽があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- 5 その他法令違反等があり、不相当と認められた場合

第11 企画提案書の審査方法

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川中核企業成長支援事業に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリングの実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が6者を超えた場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ ヒアリング順は、企画提案書受理の先着順とする。

ウ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図面や写真を用いた説明用パネル及びプロジェクター等の使用は可能とする。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、旭川市で用意するが、パソコン等は持参すること。

エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。

オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定の対象から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

審査項目	具体内容	配点 (計100点)
事業理解及び分析 アプローチ	ア 本事業の目的及び地域経済における中核企業創出の意義を十分理解しているか イ 企業ヒアリングにおける分析フレーム及び診断手法が論理的かつ実効性のあるものとなっているか ウ 本市の産業構造を踏まえた分析視点が示されているか	30点

ヒアリング設計及び成長戦略仮説構築	ア 企業課題を構造的に整理するためのヒアリング設計となっているか イ 企業の成長可能性を見極めるための分析方法が具体的か ウ 次年度伴走支援事業に接続する成長戦略仮説の構築手法が妥当か	30点
制度設計及び成果活用	ア 次年度の伴走支援事業の制度設計につながる提案となっているか イ 分析結果を地域産業政策へ活用する視点が示されているか	20点
実施体制及び業務実績	ア 本業務を遂行するのに十分な専門性及び実績を有しているか イ 実施体制は確保されているか	10点
事業経費の妥当性	ア 事業内容に対して経費積算が適切であるか	10点

4 受託候補者の特定

(1) 審査点の採点（第一段階）

各委員は、企画提案者ごとに、3の評価基準等に基づき採点し、この点数を当該企画提案者の「審査点」とする。

(2) 順位点の計算（第二段階）

各委員は、別紙「順位点採点表」にて、(1)の「審査点」の高い者から順位を付け、その順位を当該企画提案者の「順位点」とする。

(例：1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点、5位＝5点、6位＝6点)

(3) 評価点の計算（第三段階）

(2)により求められた各委員の「順位点」の合計を企画提案者ごとの「評価点」とし、この点数の低いものから順に選定者として決定する。なお、同点の場合は、当該同点者に対する各委員の「審査点」の平均点が高いものを上位とする。

(4) 企画提案者が1者のみであり、各委員が採点した「審査点」の平均が6割に満たない場合については、受託候補者の決定を行わないこととする。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の事務手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対して説明を求めることができる。

ア 提出期間

(1)の通知があった日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

第3に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（当日消印有効）によること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求められた日から4日以内に説明を求めた者に対して理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

第12 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、受託候補者が第10のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、旭川市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、旭川市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

作成を要する。

4 支払条件

一括後払いとする。

第13 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

5 参加表明書又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）で旭川市へ報告すること。

6 本業務に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利は旭川市に帰属する。

別紙 応募から契約までの流れ（フロー図）

この公募型プロポーザルの応募から契約までの大まかな流れは以下のとおり。

